慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	D・ヒューム『イングランド史』における統治と〈意見〉：革命期の考察を中心に
Sub Title	Government and 'opinion' in David Hume's History of England : focusing on the period from the Civil War to the Revolution
Author	安達, 栄作(Adachi, Eisaku)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2023
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). No.136 (2023. 3) ,p.1- 41
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20230315-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

D・ヒューム『イングランド史』における統治と〈意見〉

——革命期の考察を中心に——

安　達　栄　作

一　序
　(一)　問題の所在
　(二)　先行研究に対する予備的考察
　(三)　分析方法と本論文の構成
二　前期ステュアート朝における〈意見〉
　(一)　「政治的自由」を標榜する〈意見〉
　(二)　宗教的熱狂と〈意見〉
三　イングランド共和国における〈意見〉
　(一)　護国卿体制以前の〈意見〉と統治の「二次的な原理」
　(二)　イングランド共和国における統治の根拠
四　後期ステュアート朝における〈意見〉
　(一)　政治社会にとどまる〈意見〉——チャールズ二世の治世
　(二)　名誉革命までの〈意見〉——ジェームズ二世の治世
五　結

一　序

㈠　問題の所在

本論文の目的は、哲学者デイヴィッド・ヒューム（一七一一―一七七六）が歴史家として執筆した『イングランド史』第五、六巻を主題として、革命期の統治と〈意見（opinion）〉の関係を分析することで、〈意見〉概念の内実と彼の政治思想の一側面を明らかにすることである。統治と〈意見〉の関係は、『道徳政治論集』所収の論説「統治の第一原理について」において体系的に説明される。

> 人間社会の事象を哲学的な目で考察する人には、多数者が少数者によってやすやすと支配されているあのたやすさと、人々が自分たちの見解や情念を自分たちの支配者のそれに譲り渡すあの盲目的な従順さほど、驚きに思われるものはない。こうした驚くべきことがどのようにして生じるかを調べれば、力（Force）はいつも被治者（governed）の側にあり、支配者には自分たちを支えるものは意見（opinion）以外に何もないということがわかるであろう。それゆえ、統治（government）の基礎となるものはただ意見だけである。そしてこの原則（maxim）は、最も自由で最も民衆的な政体だけでなく、最も専制的で最も軍事的な政体にも当てはまるものである[1]（E, 32. 邦訳、二五頁。強調は引用者による）。

ヒュームは続けて、〈意見〉には「利益（Interest）に関する〈意見〉」と「権利（Right）に関する〈意見〉」があると述べる。前者が意味しているのは、「統治から得られる一般的利点に関する感覚（the sense of the general advantage）と、

それと同時に、現に確立されている特定の統治（the particular government, which is established）が、他のたやすく樹立されうる統治と同じ程度には利点があるという確信（persuasion）」であり、こうした〈意見〉が一国の大部分、もしくは力を掌握している人々の間に広く行きわたるとき、「それはどんな統治にも大きな安全（security）」をもたらす。後者には二種類あり、それは「権力（Power）に対する権利」と「財産（Property）に対する権利」である。「権力に対する権利」とは、「すべての国の国民が古来からの政体に対してもつ愛着（attachment）」や「旧家と認められた家系に対してもつ愛着」のように、「古来から続いているということがいつも権利に関する意見を生み出す」のである。一方、「財産に対する権利」は、「統治のすべてのことがらにおいて重大」であり、財産を全ての統治の基礎であるとする極端な主張に沿いつつもそれを修正するように、「財産権に関する意見がこの主題において大きな影響力を持つことは認められなければならない」とされる[2]（E, 33, 47-48. 邦訳、二八頁、四〇頁）。つまり、少数である統治者に対して多数である被治者が財産の大部分を占めるとしても、財産権に関する〈意見〉があれば、財産の多寡にかかわらず支配者に従うのであり、そうでなければ権力が被治者の側に許されることもあるとヒュームは主張しているのである。以上、「公的な利益、権力に対する権利、財産に対する権利」に関するこれら三つの〈意見〉こそが、あらゆる統治の基礎であり、また、少数者が多数者に対してもつ一切の権威の基礎をなすのである（E, 33-34. 邦訳、二五―二六頁）。

さて、このように読み下すことで統治との関係における〈意見〉の用語法がある程度把握されるが、ヒュームが実際にどのような場面においてこれら三つの〈意見〉を観察していたのかについては疑問が残る。確かに、彼は同論説の後半部でイングランド、グレイト・ブリテンの歴史から先述した〈意見〉概念の説明を論証しており、他の論説でも〈意見〉概念を用いて統治を説明している（E, 40. 邦訳、三二頁）。論説「ブリテンの政体は絶対君主政へ傾いているのか、それとも共和政へ傾いているのか」においても、〈意見〉は革命期[3]に人々の利益を支配していたと表現しているが、被治者である人々の〈意見〉と表現する際の「人々」とは具体的に誰なのかは不明瞭である。加えて、〈意

見〉という用語はヒュームの著作全体に見ることができ、『人間本性論』においては彼の認識論の根幹をなす概念である信念（belief）と互換的に用いられるほど重要な用語でさえあるが[4]、歴史における術語としても読み込めるのかどうかについても検証が必要であろう。すると、『イングランド史』、とりわけステュアート朝の革命期を扱っている第五、六巻を対象として〈意見〉概念を分析することが、これらの問題を明らかにするために求められる一つの方策と言えないだろうか。

(二)　先行研究に対する予備的考察

ヒュームにおける統治と〈意見〉の関係について『イングランド史』も含めて分析対象とした研究は限られている。ポール・セイガーは、西洋政治理論の中心的な問題である政治的責務（political obligation）、言い換えれば、統治に対する服従の義務を主題として、ヒュームの〈意見〉概念を取り上げている。彼によれば、ヒュームにはトマス・ホッブズに代表されるような主権（sovereignty）概念がないとされる。主権の正当化に神学的根拠に基づいた暗黙の同意（tacit consent）を据えるジョン・ロックを補助線として、これを批判的に継承し実際の歴史の分析においてロックの議論を世俗化したヒュームが、人々の〈意見〉を主権に代わる概念として考えていたことをセイガーは説明した[5]。しかし、彼の議論は『人間本性論』を主軸としたヒュームの〈意見〉概念へのアプローチであり、〈意見〉の内実を明らかにするためには『イングランド史』まで射程を広げる必要がある。

ジョン・B・ステュアートは、政治社会の分析における〈意見〉概念は記述的である一方で、歴史において「賢慮な（prudent）指導者」や「良い統治」が政治社会を改革していた事実をヒュームが観察していたことに注目し、「経験と反省」を組み合わせた、まさに「実験的な推論法」によって、人々がすでに表れている〈意見〉の正しさを検証して、新しい〈意見〉を獲得することをヒュームが規範的な次元で意図していたと主張する。この主張は、ヒューム

を保守主義者、すなわち、彼が政治社会における人間の理性に期待せず、情念による非合理的で破壊的な行動まで見据えていたために、人々はすでに確立されている慣習を自ずから支持しなければならなくなるとする見解が主流であった当時の研究動向において、[6]「リベラル」なヒューム像を打ち立てるという目的が背景にあった。[7] ヒュームの著作を網羅した考察であり、記述的な説明に限ってはヒュームの意図とも整合的で評価できるが、自覚的であるとはいえ、ヒュームの政治思想を後世に生まれた「保守」あるいは「リベラル」のイデオロギーの区分に位置づける試みそれ自体が時代錯誤であることは認めなければならない。加えて、すでにクリシェとなっているIs-Ought問題に関わる論点――ヒュームの著作は徹底的な「観察」という事実命題に終始しているのか、それとも何らかの規範的命題を含んでいるのか――についても、慎重に判断する必要がある。[8]

このヒューム像をめぐる問いに正面から挑戦したのが、壽里竜の『ヒュームの懐疑的啓蒙』である。思想史における〈意見〉概念の系譜をたどり、ヒュームの〈意見〉概念の特性を明らかにしたうえで、『イングランド史』にまで射程を広げて〈意見〉を分析した著作として評価されるべきだろう。彼は〈意見〉概念の特性に「可塑性（plasticity）」と「不確定性（indeterminacy）」を挙げている。つまり、人間本性に備わった想像力と情念のために〈意見〉は変わりやすく、はたまた長期間にわたって維持されることもあるのである。「保守主義者ヒューム」によれば、確立された慣行に影響された想像力が〈意見〉を不可避的に権威へと向かわせるのであった。しかし、壽里によれば、そうした想像力の性質は弱さを示すだけではなく、革命期の人々の実践のなかでは歴史を動かす「偶発性」として現れていることにも注意しなければならない。確立された慣行に〈意見〉は従うといっても、〈意見〉そのものが不確実性をもつため、それに従うことが直ちに「保守的」であるとは言えない。ふたたび主張せねばならないが、「保守」あるいは「リベラル」というレッテルを貼ってしまうと、穏健な方法的懐疑を採用しているヒュームの政治への態度とその意味が薄れてしまうのである。[9]

壽里は『イングランド史』の統治と〈意見〉の分析を、彼の著作のプロジェクトである「懐疑的啓蒙」を示すために、先述した〈意見〉の「可塑性」と「不確実性」から論じており、それは成功しているように思われる。一方で、冒頭で私が引用した論説「統治の第一原理について」における三つの〈意見〉――公的な利益、権力に対する権利、財産に対する権利――の視座は、ヒュームがそれらの間の評価的な階層を示していないという指摘に留まっている。なるほど、あらゆる種類の〈意見〉は「社会と共感とによって強く影響され」るため[10]（DP, 2.33. 邦訳、二五九頁）、〈意見〉を決定する要因は不可思議である[11]。ヒュームの『人間本性論』で展開された認識論においては、よく知られているように、因果関係や数学・科学に対しても方法的懐疑が向けられていた（T. 1.1.4.6. 邦訳、二四頁）。あくまで与えられた蓋然性（probability）のなかで推論できることを目指す、それがヒュームの態度であった。『人間知性研究』においても同様の見解である（EHU, 4.16. 邦訳、三〇頁）[12]。

すると、壽里が示したように、論説「国民性について」において国民性を決定する原因にヒュームが挙げている要因――政治、経済、宗教、地理、気候――が〈意見〉の特性に影響を与えるのは確かであるが、それと同時に、ヒューム自身、論説「統治の第一原理について」の後半部で展開したように、統治との関係においては、〈意見〉に関する三つの視座によって、ある程度の蓋然性のなかで、統治の根拠を説明できることもまた事実なのである。というのも、「多数の人間から生じる事象は、一定の既知の原因によってしばしば説明できる」からである[13]（E, 112. 邦訳、九八頁）。よって、〈意見〉の特性を明らかにした壽里による懐疑的啓蒙のプロジェクトの先に、統治と三種類の〈意見〉の関係についての分析を位置づけることができよう。

〈意見〉ではないが、壽里がその「不確実性」から統治の変化を分析したように、アンドリュー・サブルは「合意（convention）」と調整理論（coordination theory）を道具立てとして、『イングランド史』の政治社会の発展を蓋然性のなかで推論した。彼の論考のテーマは「政治的権威の慣習がどのように発生し、変化し、様々な手段で改善され、そ

して死滅するか」というものであったが、これはまさに『イングランド史』で描かれていることであった。[14] なるほど、正義は「財産の保有の固定、同意による保有の移転、約束の実行」の三つの法への合意によって支えられており、人々は人間本性の弱さのためにこの正義を維持する統治を「発明（invention）」するのであり（T, 3.2.6.1, 3.2.7.8. 邦訳、八四頁、九六―九七頁）、よって人々がどのように利益を調整し統治を発明するかという問題には、「合意」は考えられうる一つの視座かもしれない。

しかし、壽里が指摘しているように、[15] ヒューム自身は統治（あるいは国制）の変遷を合意ではなく〈意見〉を用いて分析している。また、合意は「共通の利益に関する一般的感覚（a general sense of common interest）」とも表現されるため、人々の利益が一致して達成された名誉革命を説明することには適していると考えられる一方、例えば正義の法の条件である財産と統治の関係について検討するのであれば、財産それ自体ではなく、財産に対する「権利」が統治を適切に分析するための対象であり、さらに言えば、「権利」に関する〈意見〉（信念）こそが、統治一般を説明することに適していると考えられる。ジェイムズ・ハリスが正しく指摘しているように、ヒュームにとって「政治の研究は、大部分が意見とその変化の研究でなければならないと考えられた」のである。[16]

(三) 分析方法と本論文の構成

よって、本論文における統治の変化についての分析方法は、「統治の第一原理」における〈意見〉の三つの視座、すなわち、「公的な利益」「権力に対する権利」「財産に対する権利」に改めてまとめられる。また、同論説の後半部において、ヒュームが「利益」や「権利」に反応する人々の力関係に着目していることから、〈意見（opinion）〉という用語そのものを追っていくというより、あくまで先述した三つの視座に関わる事柄に焦点を当てて漸進的に分析する方が、ヒュームの手法に忠実であり望ましいだろう。ヒュームが以上の実験器具を用いて統治の変化を蓋然的に推

論していたこと、そして『イングランド史』の物語叙述のなかで〈意見〉に関する三つの視座が得られることを解明することが、本論文の先行研究に対する新たな価値となるであろう。

以下、本論文の構成である。第二章では、前期ステュアート朝において自由を認識した〈意見〉を観察する。国制に対する意識が自覚され、国王と民衆を代表する庶民院が対抗することになるが、権利の請願を境に、宗教的熱狂が〈意見〉を支配することで、本来の政治の目的が宗教に取って代わられることが明らかにされる。すなわち、政治を動かす手段に過ぎなかった宗教が目的に転化されてしまい、国王殺しにまで至ってしまうという事態が、〈意見〉によって理解される。その過程で、「統治の第一原理」の三つの〈意見〉の視座が読み直され再定義されるため、本論文の議論の基礎となる章であると言えよう。続く二つの章では、こうして新たに得られた〈意見〉の定義を、革命期の『イングランド史』の物語叙述に実際に代入して読み解く作業が行われる。第三章では、イングランド共和国における〈意見〉を扱う。チャールズ一世の処刑によって裏切られた人々が、宗教的熱狂から目を覚ましたのにもかかわらず、なぜ直ちに反乱を起こさず軍事国家に服従していたのかという問いが立てられる。その答えとして、イングランド共和国という統治から「公的な利益」を与っている人々の存在が確認される。また、ヒュームが説明する統治の「二次的な原理」とクロムウェルの性格についての考察を通じて、イングランド共和国が特殊な統治であることが明らかにされる。そして第四章では、名誉革命までの〈意見〉と統治の関係が分析される。安定した統治で始まるチャールズ二世の治世は、カトリック陰謀事件を主たる転換として、内乱と同じ道を辿ることになるが、しかし再び内乱が起こることはなかった。それは「受動的服従」の原則のみならず、公的な利益と財産権に関する〈意見〉によって統治の基礎が保たれていたからである。しかしジェームズ二世が即位すると、統治の根拠であるこれらの〈意見〉がすべてなくなり、「合意」――共通の利益に関する一般的感覚――によって名誉革命が起こる。ヒュームは〈意見〉によって、この激動の時代における統治の変遷を描いていたことが結論され、『イングランド史』や『道徳政

治論集』を通じて、「正義の法」を喚起していたヒュームの思想が明らかとなる。

二　前期ステュアート朝における〈意見〉

㈠　「政治的自由」を標榜する〈意見〉

前期ステュアート家の権威は、「古くからの先例や模範に影響された人々の意見（opinion）に基づいているに過ぎなかった」[17]（H, App4.10, 59.137）。ヒュームはジェームズ一世の治世において〈意見〉を観察する際、国王と民衆の財産に関連する事柄に着目している。すなわち、貨幣、商業、貿易、そして税である。

> 現在、君主と議会のあいだで、避けられないように日々増加している多くの嫌悪と不和の原因の中で、この貨幣（money）という項目は最も重要なものの一つであると考えられる。［…］イングランドに貨幣が流入する一方で、同時に、おそらくその原因によって、あらゆる種類の芸術や産業が大幅に増加し、あらゆる階級の人々の間で、生活のあらゆる楽しみにおける優雅さがよりよく知られ、より培われるようになったことを観察することができる。文武両道の王の使用人、宮廷人、司祭たちは、困窮した君主からより多くの物資を要求し、彼らの祖先が満足していたような質素な生活には満足しなかったのである。君主自身も、自分の人格の尊厳を維持し、先代が享受していたような臣下に対する優位性を保つためには、華やかさや豪華さを増すことが必要だと考えるようになった。また、ヨーロッパの他の君主たちとの平等や均衡を望むのは当然のことであり、彼らが普遍的に収入を増やし、税を増やしていることから、イングランド王は、一般的に彼らと同じくらい裕福な国民が、多少の負担や課税に耐えられるようにするのが妥当であると考えたのである（H46.26）。

彼は続けて、「国王にとって不幸だったのは、これらの富が、時代の知識の増加とともに、国民に反対の感情を抱かせ、自由と独立の精神を育み、主君の懇願や威嚇をほとんど考慮しないようにしたことである」（H, 46.27）と述べている。また、最も繁栄していた時代でさえ貿易が衰退していたという苦情ほど一般的なものはなく、庶民院は「国民の貿易部門に自由を与えようとしていた一方で、土地財産を後見権（wardship）の重荷から解放し、国民がいまだに苦しんでいる封建的な保有権の残骸を取り除くことにも努めた」。同様に、徴発権（purveyance）の重荷から解放しようとする試みもなされた。庶民院は、「国益に対する真の判断（true judgement）よりも、より大きな独立の精神」を示していたのである（H, 45.36-40）。「彼らの知識が増えるにつれ、自分たちが得ていた優位性が明らかになり、政治的自由（civil liberty）[18]の計り知れない価値を認識するようになった。［…］議会では日々新しい精神が生まれ、自由な国制を見守る政党が定期的に結成された[19]」（H, 48.23n18）。

庶民院はこうして自由の精神に支配され、「目の前にある過去の前例よりも、将来の結果を予測して自らの意見を調整するようになり、古来の国制を維持することよりも、より自由で優れた新しい国制を制定すること」を目指していた。一方、国王は、現在明らかに誤っている税率を修正すべきだと考えるようになり、「枢密院のある法令によって定められた商品の評価を別の法令によって修正することができるのではないか、ポンド税（poundage）の権利が王室に固有のものであるならば、その不平等を修正する権利を自らが持つべきではないか、もしこの義務が国民によって認められるのであれば、少なくともすべての商品の新しい公正な評価を定めることによって法の精神を支持すべきではないか」と考えるようになった（H, 46.30）。ヒュームは端的にこの状況を「国王は外国人であり、人気取りの術を知らず、彼ら［庶民院］は宗教的な偏見に苛まれ、貨幣に執着（tenacious）していた」と表現し、「この治世の全期間を通じて、君主と議会のあいだに相互の信頼と友情が保たれた期間がほとんど見られないのも不思議ではない」と述べる（H, 46.28）。

なるほど、ヒュームは論説「政治的自由について」で、「私有財産は、ヨーロッパの文明化された君主政では共和政におけるのとほとんど同じくらい安全であると私には思われるし、また、そのような政体では、主権者の暴虐による危険が懸念されることもあまりない」(E, 92-93. 邦訳、八一頁)と説明しているが、ジェームズ一世の治世では貴族院であっても、君主の要求を満たすために自由に財布を開ける習慣がなかったため[20]、「どんなに必要な要求でも、彼らの目には理不尽で法外なもの(unreasonable and exorbitant)に映った」のである(H, 45.41)。

チャールズ一世の治世においても同様であり、「不幸なことに、彼の運命は、過去の多くの治世の前例が恣意的な権力を強く支持し、人々の気質が自由に向かって激しく動いていた時代に彼を投げ込んだ」(H, 59.134)。イングランドの民衆は、「自分たちの自由が奪われ、違法な税が課せられ、スペインから厳しい制裁を受けていた商業は、フランスの戦争によって完全に消滅したと考えていた」のである(H, 51.1)。また、議会の同意なしにトン税・ポンド税が課されることで貿易が衰退していたため、イングランドの商人は「自由が産業を幸福に支えているオランダ共和国の新たな輝きと栄光を見て、イングランドにも同じような政治形態が確立されることを望むようになった」(H, 51.36-37, 54.52)。国王に対する資金の供給や税も不慣れであり、「理性よりも習慣が、あらゆることにおいて人間の支配原理であることがわかる」とヒュームは述べている(H, 50.7)。海軍の艦隊設備のための船舶税(ship-money)は恣意的であるとして激しい不満を引き起こしたが、そこには人々の「税に関する幸福なまでの無知と無経験」があったのである(H, 50.43, 53.47)。ところでヒュームは船舶税について、「税全体の金額は非常に控えめ」であり、王国の名誉と利益に貢献したものとして好意的に捉えている。また、チャールズ一世の治世においてイングランド人が苦しめられているとする不満は、「国制を無視してそれ自体で考えてみると」その名に値せず[21]、「人々の財産に負荷をかけたり、人類の自然な人道(humanity)に打撃を与えたりするものでもなかった」のである[22](H, 52.53, 53.1)。自由と独立の精神の興隆と資金の供給や税の慣習の不一致によって、国王と議会の対立は不可避であった。

のちに議員が不満に支配された民衆から諫言を集めて議会に提出していることから、序においてすでに仮定した〈意見〉の担い手は、民衆だけでなく庶民院も含められると改めてよいだろう。このようにして、民衆、そして民衆を代表する庶民院は、財産権が侵害されているという信念を持ち、今では損なわれている自由が脈々と続いているとする「古来の国制」への愛着を持ち、そして統治から得られる利益が失われていると確信する。つまり、既存の統治に対する三種類の〈意見〉がなくなっているのである。しかし、財産の大部分を持ち、自由の精神を行動に移し始めている庶民院によって、直ちに統治が覆されるわけではなかった。ここで我々は、貴族の存在に目を向けなければならない。「権利の請願（Petition of Right）」以降において、統治の基礎に貴族の存在が不可欠であることが確認される。

この請願への見解について、ジェームズ一世の治世において正規に形成されたコート（court）派とカントリ（country）派[23]それぞれの立場をヒュームは描写する。カントリ出身者で構成されている庶民院によれば、権利の請願とは、「王権の侵害や新たな自由の獲得ではなく、古来の国制の裏付けや説明を含んでいることを意味している」（H, 51.17）。大憲章（Great Charter）に基づく特権は、「いつの時代でも王と人民の間の最も神聖な契約とみなされている、絶対に揺るぎない権威の源に由来するものであるため、常に効力を持ち続けるもの」であり、人間の生命を奪うこと、財産を没収することは「文明的な統治」ではほとんど試みられないはずであるが、恣意的な投獄や強制的な借金、議会の同意を得ない課税が横行している。よって、「自由で合法的な統治からこれを取り除くことが絶対に必要である」というのが庶民院の主張であった（H, 51.16-17, 19）。

しかし、コート派は、派閥や不満は病気のようにどの政治団体にも頻繁に発生するゆえ、このような混乱の中で反乱や内乱を防ぐことができるのは、国王大権の有益な行使によるものだけであると主張する。最高統治者は、危機的かつ乱れた時代において、賢明さや義務に反して、いかに不規則であっても自分の力で適用できる救済策が残っている限り国家の滅亡を決して許さないため、「人間社会にとっては、統治が存在しないよりも自由が奪われた方がはる

かに良いことは間違いない」のである。この対立する見解において貴族院議員は、国王を支持する主張の方に説得力があると考えていた。しかしそれは、ヒュームによれば、「彼らの偏見は君主政の側に少し傾きすぎていたが、国民の自由と特権を恣意的な意思で犠牲にしようとは考えていなかった」。とはいえ、庶民院の提案する請願は行き過ぎていると恐れ、より穏健な提案の検討を促したのである（H, 51.20, 22）。内戦の開始時には、君主の権威をほとんど完全に廃止することを示唆する〈意見〉に対し、貴族は「先祖から受け継いだ忠誠心を原動力に、古来の国制の原則を守り、イングランドの旧家の知恵と財産を継承することに価値を置いていた」（H, 56.2）。

これは、他でもない、貴族の「権力に対する権利」に関する〈意見〉であり、「権力に対する権利」における「古来の国制」に関する原理が二つの党でここに対立しているのである。論説「統治の第一原理について」の後半部では次のように述べられている。「［…］人々は通常、古来からの政体に大きな愛着心をもっているので、国民がそのような権力の簒奪に好意をもつことなど期待されるはずもない。しかしその国本来の国制が、大部分の財産を所有している階級の人々に、たとえわずかであっても、権力を分かつことを許す場合には、そうした人々が次第にその権力を拡大し、権力の釣り合いを財産の釣り合いに一致させることはたやすいことである」（E, 35. 邦訳、二七頁。強調は引用者による）。つまり、もともと、貴族院にも庶民院にも「古来の国制に対する愛着心」として「権力に対する権利」に関する〈意見〉が存在していたが、「古来の国制（君主政体）を維持することよりも、より自由で優れた新しい国制（共和政体）を制定すること」を目指していた庶民院[24]の〈意見〉は、権利の請願を境に失われたということである。一方、貴族院は国王によって財産権が侵害されているという信念は持たず、統治から得られる全般的な利益を確信していた。しかし、本章第二節で説明するように、この請願を機に、貴族院が庶民院に権力を分かつことを許したのであった。

すると、「統治の第一原理」で述べられている〈意見〉の担い手である「人々」あるいは「被治者」とは、国王と

いう統治者に対する人々全般――貴族院、庶民院、民衆を指していると理解できよう。「公的な利益」、「権力に対する権利」、「財産に対する権利」、これらの〈意見〉が人々の変わりやすい気質とともに複雑に作用し変化することで、統治の存立も決まるのである。ヒュームが統治者ではなく被治者を分析することは、彼の政治における科学の態度と一致する。すなわち、国王の性格ではなく、統治者に対する被治者の分析によって統治の変遷についての一般的規則を作ることができるのである（E, 14-15. 邦訳、一一頁）。そのため、民衆の〈意見〉の総体を意味する「世論（public opinion）」はヒュームの意味するものではない。民衆に限らず、国王と対置された国制に関係するすべての人々という意味で「公共（public）」なのであり、統治の「利益」と「権利」に関係する信念という意味で〈意見〉なのである。[25]

このような、統治の基礎である〈意見〉は人間本性の弱さや気まぐれに左右されるため、議会の追求する途方もない「自由」を前にしたとき、不満がどれほど頻発し、施政においてどの部分が影響を受けるのかは誰にも予測できない。ゆえに、激烈な対立を穏健にするように何か手を施すことは不可能であるし、尊厳や礼節といった制限が、法や正義のあらゆる規定を頻繁に破る人間の野心を抑制するのに十分であるとは到底言えない（H, 53.52n66）。ヒュームは国制上の手続きに適った政治と、そうでない政治の臨界を注意深く観察していた。それは、宗教的熱狂が彼らの精神を支配する瞬間のことである。

> イングランドの国制の性質上、国王と議会の間には相互信頼が必要である。もし彼らが自分たちの側でそれを拒否するならば、特にこのような暴力と憤怒の状況では、統治の完全な崩壊と激しい派閥、そして最も危険な動乱と国内の無秩序が続く以外に何が予想されるだろうか（H, 53.45）。

(二) 宗教的熱狂と〈意見〉

イングランドに誕生した新しい原理は、商業や貿易によって得られた「政治的自由」の原理だけでなく、弾圧されたピューリタンの胸中に芽生えた、監督制を廃止し共和国を追求する「宗教的自由」の原理もあった。庶民院と民衆の大多数の人々は依然として、自分たちの権威を高め、国王の権威を低下させることを追求しており、「庶民院が追求したすべての手段、そしてさらにその熱心な支持者（partizan）が行ったすべての試みは、ヒエラルキーに対する最も根強い憎しみに満ちており、すべての教会の体制を破壊するという断固たる決意を示していた」（H, 55.39, 55）。議会にピューリタンの確かな兆候が現れたのはチャールズとバッキンガム公によるスペイン戦争の時期であり、イングランド人はヨーロッパの情勢のなかで、偏見を煽る傾向のある宗教的精神の影響下に置かれていたのである。庶民院はこの機会に、「彼らの不満の最大のものであり今では唯一のものでもあるカトリックの成長に対する永遠の不満を新たにした」（H, 50.15-17）。国民全体が国王に対して激しい偏見を持っていることから国王も庶民院に譲歩をしやすい状況にあるということが、国王大権を侵害するように庶民院を向かわせたのである。そして、あらゆる階級の人々の談話や会話（every discourse or conversation）の中にこのような宗教観が入り込み[26]、学芸（learning）それ自体は、「心を大きくし、気質を人間らしくするために必要なことだが、この時はむしろ、蔓延していた熱狂を高揚させる役割を果たしていた[27]」（H, 55.39-40）。

ジェームズ一世が王座についた時から庶民院にピューリタンの精神が潜んでいたことをヒュームは観察している。エリザベス女王の恣意的な統治から解放された庶民院は、ピューリタンに有利になるように教会法を緩和することを訴える嘆願書を国王に提出したのだが、ジェームズ一世は、ピューリタンの落ち着きのない侵食的な精神と、彼らが議会を鼓舞しようとする悪意を公に訴える演説をもって議会を閉会した。一方、ここで注目すべきは、ピューリタン

は当時流行していたが、「国制上の大きな問題に異議を唱えることを良しとしなかった」ことである（H, 45.42, 42n52）。彼らの「宗教的自由」の精神にもかかわらず、古来から続く王位とその継承を、「合法で疑う余地のないもの（lawful and undoubted）」として認めていたのである。ピューリタンによる国制上の不満の高まりは、やはり権利の請願以後に顕著に見出されるのであった。

このように、ヒュームは統治の変化を叙述する際、あくまで「政治的自由」の侵害が、庶民院にとっての第一の不満であるように描いている。もちろん「宗教的自由」の希求という不満が全面に現れることもあるが、宗教的熱狂は、国王大権の行使に敵対し、議会の特権（privilege）を認めさせるための道具として描かれていると考えられる[28]。「バッキンガム公を合法的に弾劾することに満足感を得られなかった庶民院の悪意は、自分たちの力を発揮できる別の対象を探した。絶え間なく続くカトリックへの抗議の声は、ここでも彼らの役に立った」（H, 50.33）。権利の請願は、チャールズ一世が恣意的な投獄や、船舶税と並行して、戦費を調達するために「強制借款（general loan）」を国民から強制的に借り入れたことが大きな動機であったが、請願が全面的な承認を受けるまでの国王の留保の時期に、次のような記述がある。「通常、このような［庶民院の思惑通りにいかない］状態になると、彼らの宗教に対する熱意と、不幸なカトリック教徒に対する敵意が非常に高まった。彼らはすでに会期の初めに宗教に関する嘆願書を提出し、満足のいく回答を得ていたが、カトリック教徒に対する法律の執行は今後もこれまで以上に正確で厳格なものにはならないだろうと予想していた。現在の憤りを表現するために、彼らは最大限の力でマンワリング博士（Dr. Manwaring）に襲いかかったのである」（H, 51.29）。この後マンワリングは庶民院によって弾劾されたのだが、彼は強制借款を国民が支持するための説教を行っており、説教には受動的服従が全面的に推奨され、政治的自由を破壊する教義が含まれていたのである（H, 50.47, 51.30）。このようにして庶民院の共和主義的精神が増大し、「いたるところで極端な状態が生じ、公正な中庸はすべての人々から次第に見捨てられていった」（H, 51.31）。

議会の廃止、議員の投獄と起訴、船舶税など、国王の恣意的な執政に対する不満で溢れた民衆の指導者たちの演説が初めて出版され、ピューリタンに引き渡された説教壇では派閥と狂信で鳴り響き、今や議会に対する国民の偶像崇拝は非常に高まっていった。ピューリタンは自らの〈意見〉に非常に熱狂的になっていたのであり、信心深さや愛国心を誇示することは、無知な大衆の心（minds of the ignorant）をつかむのに適していたのである（H, 54.2-3, 26-27, 45）。「国王の支持者は「邪悪な」者（the *Wicked*）と「有害な」者（the *Malignant*）であり、彼らの敵対者は「敬虔な」者（the *Godly*）と「善き」者（the *Well-affected*）であった」（H, 56.9）。民衆に働きかけ、彼らを猛烈な勢いで武装に駆り立てた恐怖と嫉妬は、政治的なものではなく、宗教的なものであり、「国王が統治を支えると同時に、国民の特権に対するあらゆる侵害を避けることができていたならば、ピューリタンが国制全体を覆すほどの権威を得ることはできなかったと思われる」とヒュームは述べる（H, 54.45, 55.100）。道徳的、政治的責務が解消され、友と敵の関係が明白に共有された今、宗教的熱狂はもはや「政治的自由」のための道具ではなく、国王を支持する〈意見〉を追い出し、共和国を「実現」するための武器となった。すなわち、「政治的自由」の原理のもとでピューリタンの各党派は一致したものの（E, 78-79. 邦訳、六八頁）、共和国の実現という「成功（triumph）」あるいは「勝利（victory）」が主な目的となったのである（H, 54.2, 55.81）。

ここで、『人間本性論』の術語である「信念」に纏わる説明が『イングランド史』の物語叙述にも整合的であることが確認される。第一巻においてヒュームは、人間の理性の働きに基づくものを、知識（knowledge）、証明（proofs）、蓋然性（probabilities）の三種類に区別し、さらに蓋然性（憶測（conjecture）と言い換えられる）は偶然（chance）に基づくものと諸原因（causes）から生じるものに分けて、これらを〈意見〉あるいは信念の合理的な基礎として論じるのであるが、その後に非哲学的蓋然性、すなわち「これらと同様の是認を得る幸運に与っていない、他の種類の蓋然性」の一つとして、「偏見」の源泉である一般的規則（general rules）から生じるものを論じている[29]（T, 1.3.13.7. 邦訳、

一七四―一七五頁）。習慣に基づいた一般的規則は我々の想像力に生気を与え、因果に関する〈意見〉を抱かせるのであり、我々の判断はそれに屈してしまうのである。また、他人の証言をいとも簡単に信じてしまう「軽信（Credulity）」は人間本性の弱さとして際立っており（T, 1.3.9.12. 邦訳、一三八―一三九頁）、宗教的な感情は人々の心に非常によく馴染むため（H, 55.100n108）、政治的な問題の喧伝よりも宗教的熱狂の方が、民衆の不満という原因と現在目の前で起こっている国王に対する動乱という結果に強烈に結びつくのであり、結びつけることができるのである。

また、第二巻で論じられる「賭博（gaming）の情念」も、宗教的熱狂と共和国の実現という勝利に人々が駆り立てられるという状況を説明するのに役立つ。賭博の快は利益だけからは生じず、二つの原因、すなわち、利益と勝負が結合することで初めて生じる[30]（T, 2.3.10.9. 邦訳、二〇二頁）。勝利によって手にする利益にわれわれは注意を引きつけられるのであり、「たとえそれが苦をまじえた情念によるものであっても」我々にはっきりとわかる快を与えるのである。また、「対象がはっきりとわかり、範囲が狭いので、想像力に容易に入る」ことでこの快は増加する（T, 2.3.10.10. 邦訳、二〇二―二〇三頁）。加えて、勝利についての蓋然性が高まることが快を後押しする（T, 2.2.9.13. 邦訳、一二九頁）。こうして〈意見〉と情念は、宗教的熱狂によって互いに働きかけられるのであり、「信念が、我々の情念を掻き立てるのにほとんど絶対に必要であるのと同様に、逆に、情念が、信念にとってきわめて有利に働く」のである（T, 1.3.10.4. 邦訳、一四五―一四六頁）。

よって、宗教的熱狂によって〈意見〉を支配するという戦略が、共和国の支持者にとって国王の支持者との対立を乗り越えるための残された方途であったのであり、そのようにしてイングランドは内乱に突入したのである。

独立派の政治体制、すなわち、君主政や貴族政を完全に廃止し、自由で独立した共和国の「実現」はまさに彼らの宗教と一致していた（H, 57.31）。そして議会軍の勝利が迫り、君主が制圧されると、次は独立派と、国王の権力の排除ではなく、極めて狭い範囲に留める長老派の分裂が明るみに出る。「法律という神聖な境界（the sacred boundaries of

the laws）[31]がいったん破られると、熱意と野心の荒々しい企図を制限するものは何もなくなった。そして、次々と起こる革命は、それに続く革命の前例となった」（H, 59.1-2）。今度は議会を占める長老派に対して軍を指揮する独立派が、「敬虔な者」、「善き者」の称号を得て、自らのすべての優位性を主張するのである（H, 59.6）。軍は自らの力を実感し、支配者になることに決めて議会へ進軍することになるのだが、「議会はかつて国民の偶像であったのと同様に、今では広範な憎悪と嫌悪の対象」となっていた（H. 59.11）。しかし、軍が政治的権威（civil authority）を凌駕するようになると、軍は無力な国民に平然と抑圧を行ったのである（H, 59.22）。「権力に対する権利」に関する〈意見〉の説明の中でヒュームは、「公的な正義を保持するに当たっては、人類はいつも生命と富のいずれをも気前よく使うのが分かる」と述べており、一七六八年の版まではそれに続けて、「このような激しい感情を熱狂と呼んでもよかろう」という文が挿入されていた（E, 33, 606. 邦訳、二六頁、二八頁）。宗教的な原理[32]によって軍それ自体が一種の共和国に形成されていたが（H, 59.61）、それは公的な正義ではなく私的な簒奪であり、恐怖による特殊な統治だと言えよう。国王の処刑の場面でその特殊さは明白に現れる。

> 国王を裁判にかける意図が外国で知られるやいなや、理性と人道の一般的な声（the general voice of reason and humanity）によって[33]、このような極端な行為が非難された。すべての人々が、どのような政治形態の下で生まれたかにかかわらず、この例は、明白な簒奪の最大の努力であり、法と正義に対する最も凶悪な侮辱であると拒否した（H 59.124）。

加えて、法廷で「イングランド国民の名において」という国王への罪状が読み上げられたときに、「国民の一〇分の一もいない」と長老派のフェアファックス夫人が叫んだエピソードが挿入されているのも、特殊さを叙述するヒュームの意図であっただろう（H, 59.117）。もっとも、法、衡平、自由、理性、そして利益も全て議会から失われていた

のである（H, 59.63, 91, 105）。

そして、国王の威厳に対する民衆の正義の勝利（the triumph of popular justice）が明確に示され、国民はようやくここで宗教的熱狂から反省した。「全ての人が、聖なる口実で長い間、自分たちの反逆を隠してきた偽善者の親殺し（paricide）たちを嫌悪し、この最後の不義の行為で、国に消えない汚点を残した」（H, 59.131）。幻想に浮かんだ共和国の精神は、人間本性には「完璧すぎた」[34]。目指していた「政治的自由」は、もはやそこになかったのである。

三　イングランド共和国における〈意見〉

㈠　護国卿体制以前の〈意見〉と統治の「二次的な原理」

国王の処刑によって民衆は軍に巧妙に裏切られ、欺かれたことを目の当たりにして、宗教的熱狂から目を覚ました。ヒュームは論説「迷信と熱狂について」において、熱狂は「人間社会に最も残酷な無秩序を生み出す」が、しばらくすると穏やかで寛容になると述べている。というのも、イングランドの狂信家たちには、「十分な権威を与えられ、宗教心を維持することが利益（interest）となるような人々の集団が存在しないから」である（E, 77-78. 邦訳、六七頁）。三王国全体では、「貴族やジェントリにとっては血なまぐさい大虐殺と絶滅への憂鬱な不安が、それ以外の人々にとっては、聖なる盗賊たちの下での、永遠の隷属への憂鬱な不安が蔓延していた」（H, 62.22）。ヒュームはイングランド共和国に恐怖による統治と専制を観察していたのである。

一方で、党派対立と民衆の一般的な不満が蔓延していたことも確かである。〈意見〉の三つの視座から見るならば、統治から得られる公的な利益はなく、権力に対する権利は、古くから続く政体とは正反対の、新たに特殊に樹立され

た統治によって失われ、財産に対する権利は、内乱期の過酷な税によって侵害されていた。自由というより支配に駆られていた独立派はクロムウェルに献身しているため、統治を支える要因になっていたかもしれないが、民衆的統治を確立するにはあまりにも小さな派閥であった（H, 61.14, 104）。よって、宗教的熱狂がなくなった今、統治に対する〈意見〉はほとんど存在しないのである。実際、数年後に王党派の反乱が起こり、クロムウェルが権力の座から離れてから、必要悪として、あるいは恐怖によってかろうじて耐えていた統治にその基礎がないことが明らかとなる。

ところで、全ての〈意見〉がなくなったのであれば、「統治の第一原理」の定義上、統治はすぐに崩壊するはずである。しかし、崩壊の兆しが現れるまでに数年の期間が存在している。加えて、壽里が指摘しているように、スコットランド王チャールズ二世がイングランドに進軍して勃発したウスターの戦い（一六五一年）の直前、興味深いことに、共和国の統治を民衆がむしろ支えている点をヒュームは観察している。確立された統治の影響力は、「共和国が最も不正で不評な簒奪によって設立されたにもかかわらず、各郡の民兵をあらゆる場所に集めるのに十分な権限を持っており、これらの民兵は正規軍（regular forces）と一緒になって、国王に対抗するためのあらゆる努力を傾けた」[35]（H, 60.64）。よって、統治の基礎となる何らかの〈意見〉が存在することが考えられる。

我々はここで「統治の第一原理」を再び読み直さなければならない。というのも、「公的な利益」、「権力に対する権利」、「財産に対する権利」を論じた後に、イングランド共和国の分析に不可欠な視座が与えられているからである。ヒュームはこれら三種類の〈意見〉に対して、次のように述べる。

> 〔…〕なるほど、自己利益（*self-interest*）、恐怖（*fear*）、愛着心（*affection*）といったような原理は、これらの意見の力を増強したり、その働きを決定し限定したり、あるいは変更したりする。しかしそれでもなお、こうした他の原理はそれだけではなんの影響力ももつことができず、上述した意見の先立つ影響力を前提とするものであると、主張できよう。したがって、それらは統

治の二次的な原理であり、本来の原理とみなされるべきではない（E, 34. 邦訳、二六頁）。

ここで、自己利益とは、「我々が統治から受け取る一般的な保護とは区別される特定の報酬に対する期待」とされるのだが、「元首（magistrate）の権威が前もって確立しているか、少なくとも期待されていなければならない」とヒュームは考える。「一部特定の人々に関しては、そのような報酬の見込みが元首の権威を高めることがあるだろう。しかし社会に関しては、その見込みがそのような権威を生み出すことはけっしてできない。人は生来、最も大きな恩恵を友人や知人から期待するものであり、それゆえ、もしなんらかの特定の人々が元首の権威に対して他に主張しうるなんの資格ももたず、また意見に対してなんら特別の影響力ももたなければ、このような特定の人々に国家の相当多数の人々の期待が集中することはけっしてないであろう」（E, 34. 邦訳、二六頁）。なるほど、独立派は、リルバーンの裁判に見られるように、古来の法に基づいて評決を下すであろう陪審員を付さず、最高司法裁判所（High Court of Justice）を創設することで[36]権威を著しく低下させないようにしていたが、それはあくまで「自己利益」であり、共和国の他の相当多数の人々の意見を覆すことはできないのである。

恐怖と愛着心という他の二つの原理にも同様のことが当てはまるとヒュームは述べる。すなわち、恐怖については、「〔…〕もし暴君の権威が恐怖以外の何ものにも基づかないのならば、彼の激怒を恐れる理由など誰にもないであろう。なぜなら、一人の人間としては、彼の腕力が及ぶのはわずかな範囲にすぎず、また彼がもつこれ以外の力はすべて我々自身の意見か、それとも他の人々の思い込みによる意見かに基づかなければならないからである」。また、愛着心については、「〔…〕たとえ元首における英知と有徳に対する愛着心が非常に大きく、大きな影響力を持つ場合でも、それでも彼にはあらかじめ公的な性格を与えられていることが前提とされなければならない。そうでなければ、社会が彼に対してもつ敬服は彼にはまったく有利に働かず、彼の徳は狭い範囲を超えて影響力を持つこともないであろ

う」。生命と安全を脅かす虐殺への不安が王国中に蔓延していることはヒュームも描いているが、同時に、軍の内部では王政復古へつながる派閥と内乱への不満をもって対抗する勢力が潜んでいたことも描いていた（H, 61.25）。また、クロムウェルと彼の崇高な共和国に対する愛着心は独立派には共有されていたものの、王党派と長老派はランプ議会の解散によって彼の野心にこの上ない嘲笑を浮かべたのであった（H, 62.14）。ここでの愛着心とはまさに、「限られた寛大さ（limited generosity）[37]」に他ならない。政治社会、あるいは正義の法に服従している他の多くの人々からの一般的な共感は得られないのである。

ヒュームはクロムウェルを、「巧妙で大胆な陰謀家（artful and audacious conspirator）」と表現し、「非常に深遠な欺瞞と洗練された偽善（with such profound dissimulation, with refined hypocrisy）を駆使して議会で行動していた」と表現する（H, 59.18）。軍の全ての人々が、「これほど敬虔でこれほど成功した指導者に目を向けていた」のである（H, 61.4）。彼の国内の執政は、状況に対する必要に迫られた結果であり、「自由や恣意的な権力の計画」を持たずに行われた。外国に対する企ては、「勇敢さに満ちてはいるものの、国益を損なうものであり、冷静な先見性や慎重さよりも、衝動的な怒りや狭い偏見（impetuous fury or narrow prejudices）の結果であるように思われる」とヒュームは述べる。彼の仕事は「不平等で不規則」だったのである（H, 61.96, 97）。このような特殊な人々のために、統治は生まれたのだった。

> 平和と秩序を維持するのに正義が必要であることはすべての人が気づいているし、またすべての人は社会の維持のために平和と秩序が必要であることに気づいている。しかし、このはっきりした明白な必要性にもかかわらず、われわれの本性のもつ脆さ（frailty）、もしくは道を踏みはずしやすい傾向（perverseness）はなんと根強いことか！　人々に、誠実で誤りなく、正義の道を歩き続けさせることは不可能である。自身の不正義が社会的結合にもたらす破壊による損失よりも、詐欺や略奪（fraud or

rapine）によって自身の利益をもっと増大させうるような法外な事態が起こりうる。しかしもっとはるかにしばしは起きるのは、多くの場合ごく取るに足りない誘惑であるとはいえ現下の利益に誘惑され、そのため重大で重要ではあるが遠く離れた利益（great and important, but distant interests）を見失ってしまう場合である。この重大な弱点は人間本性における不治のものである。

したがって、この不治の弱点を緩和する努力をしなければならない。人々は何人かの人を、正義を守る為政者という称号のもとに任命しなければならない。彼らに固有の職務は、公平でかつ正しい法令を指し示し、違反者を罰し、詐欺と暴力（fraud and violence）を矯正し、人々に、いかに不承不承であろうとも、彼ら自身の真の永続的な利益を考慮せざるをえないようにすることである。一言で言えば、服従（Obedience）こそが、正義（Justice）の義務を支えるために考案されねばならない新しい義務なのである。そして公正に関する束縛は忠誠に関する束縛によって確実なものとされなければならない（E, 38. 邦訳、三〇―三一頁）。

「狭い偏見」は私的な利益にしか目がいかず、「遠く離れた利益（公的な利益）」は霞んでしまう。クロムウェルはまさに、狡猾なまでに宗教的熱狂を利用して俗衆を暴力の源泉とし、自身の野心の支えとしたのである。「詐欺と暴力（fraud and violence）」はヒュームがクロムウェルを形容するときのフレーズであるが（H, 57.43, 61.4）、彼はこの論説「統治の起源について」を書く際に、クロムウェルを思い浮かべながら執筆していたのかもしれない。いずれにせよ、野心によって導かれた偽善は極めて危険であり、宗教的熱狂によって純粋な偽善は私的な利益と野心に容易に転化してしまう恐れさえあるのである（H, 55. 100n108）。そして、その事実の本質である「人間本性の弱さ」まで、ヒュームは統治との関係で観察していたのだった。

(二) イングランド共和国における統治の根拠

しかし、このようにイングランド共和国が統治の「二次的な原理」に基づいているにすぎなかったのだとすると、共和国がウスターの戦いで民兵を集めるほどの影響力があった事実はなおさら問われるべきであろう。「二次的な原理」ではないとしたら、どのような〈意見〉が統治を維持していたのだろうか。

ヒュームは共和国においても、商業や貿易、税について抜け目なく描いていた。内戦によって中断されていた貿易は共和国の設立後にすぐに回復し、海上帝国であるオランダとの戦争によってこの手強いライバルの商業を苦しめたことで、イングランドの貿易を促進することとなった。「ジャージー島、ガーンジー島、シリー島、そしてマン島も同様に容易に共和国に服従させられ、これらの島々からの私掠船が頻繁に出入りしていた海は、イングランドの商業にとって安全なものとなった」(H, 60.79)。また、庶民的原理(democratical principles)の普及により、カントリ・ジェントルマンたちは子弟を商人にさせるようになり、それ以来、イングランドの商業はヨーロッパの他のどの王国よりも名誉あるものとなった[38](H, 62.84)。さらに、「かつて貿易を制限していた独占会社(exclusive companies)は、共和国の期間、議会のいかなる条例によっても明示的に廃止されることはなかったが、人々がこれらの会社の設立許可に由来する特権に敬意をまったく払わなかったため、独占は徐々に妨げられ、自由の増加によって商業は増加した」のである。そして、ウスターの戦いの一年前である一六五〇年の利子は六%に引き下げられた。ヒュームによれば、低利子は、「産業活動の増大と、国家全体に及ぶそのすみやかな流通を証明するもの」(E, 303. 邦訳、二四六頁)であるため、イングランド共和国の経済的な繁栄を意味している(H, 62.84)。

税に関しても述べられており、「現在の課税は、かつて経験したものよりはるかに多いとはいえ、実際には適度なもの(moderate)であり、これほど豊かな(so opulent)国民が容易に耐えられるものであった」。そのため、民衆の軍

事における才能は、「市民同士の競争（civil contests）によってかつての無気力さから解放され、あらゆる部門で優れた士官が誕生した」。そして、「あらゆるものが混乱に陥っていたため、身分の低い者でも、無名であることを打破し、勇気をもって、本来ならば行使する資格があるにもかかわらず、生まれた時には決して与えられなかった命令を受けることができる機会が与えられていた」のである（H, 60.76）。

以上のことから、イングランド共和国という統治から「公的な利益」を与っている人々が存在していることが確認できる。共和国を支配している恐怖への陰鬱な不安が民衆のうちにある一方で、その恐怖によってイングランドの権威が外国に対して維持され、その権威によってあらゆる事業が成功していたのである。ヒュームは共和国の力と勢いによって成し遂げられたこの成功について、「不思議ではない（no wonder）」と述べている。よって、「公的な利益」と「財産に対する権利」があると信じているこのような人々の〈意見〉が、統治をかろうじて存続させていたと言えよう。

とはいえ、恐怖、すなわち虐殺という身の危険が人々に与える影響を完全に無視することはできない。「恐怖によって統治が存続した」という主張は、ヒューム自身が恐怖（terror）という言葉でこの時代の状況を描いている以上、ひとつの可能性として十分に説得力があるからである。加えて、このように指摘せざるをえないのは、産業活動（industry）と専制政体による危険の関係についてヒュームが述べているからである。ここで、論説「政治的自由について」もまた読み直される必要がある。第一章第一節で触れた、「文明化された君主政では私有財産は安全であり、主権者の暴虐による危険が懸念されることもあまりない」という説明の後に次のような記述がある。

> 〔…〕産業活動にわれわれを駆り立てる拍車である貪欲（avarice）は、非常に頑強な欲望であり、実際の危険と困難がいかに多くとも、それを切り抜けて働くので、計算に入らないくらい小さな想像上の危険のために貪欲がおびえたりすることはまず起こ

りそうもない。したがって、私の見解では、商業が専制政体において衰退しがちなのは、そこでは商業がより安全（*secure*）でないからではなく、商業を尊敬すべき（*honourable*）ものと見ることがより少ないからである（E, 93. 邦訳、八一―八二頁。強調は原文イタリック）。

この引用部の結論、すなわち、商業を「尊敬すべきもの」と見ることは、先の分析で明らかなように、共和国内で広がりつつある感覚であろう。しかし、虐殺という恐怖は「計算に入らないくらい小さな想像上の危険」ではないはずである。内乱期に庶民院が貴族院の〈意見〉を力で追いやり、その〈意見〉は実際には（のちに独立派の支配に敵対するように）信念として存在はしているが、事実上の統治の基礎として力を持つことができなかったのと同じく、共和国を支配する恐怖は、商業や貿易、産業活動を活発にする統治から得られる「公的な利益」と「財産に対する権利」に関する〈意見〉を――それが「二次的な原理」であったとしても――持たせることができないほどの力は認められるに違いない。共和国の統治の存続に関する二つの原因――恐怖と、「利益」、「権利」に関する〈意見〉――は対立しているのである。

しかし、我々はこれ以上、「本当の」原因をつきとめることはできない。これは蓋然性のなかでの推論でしかない。〈意見〉の三つの視座は政治社会の現象を説明するための道具であることは違いないが、この三つの視座によって「全て」を説明することができないことも確かなのである。恐怖に加えて〈意見〉を物語叙述に編み込むこと、言い換えれば、統治を説明するには二次的な原理にすぎない恐怖に加えて、経験に支えられた科学の視座である〈意見〉を物語叙述に編み込むことで、「ありきたりでよく知られた物語」ではない、「哲学的歴史」をヒュームは成し遂げようとしたのである。[39] これが、統治を〈意見〉から説明しようとするヒュームの歴史叙述における態度であった。そして、「恐怖」を一度括弧に入れることで見えてきたのは、統治を支える〈意見〉の存在と、その不確実性であった。[40]

見せかけの安定は数年だけであり、共和国には依然として不満が内在していることには変わりなかった。そして、より広範な〈意見〉を抱くことのできる規則的で政治的な統治の体系を確立できなかったクロムウェルによる共和国は、こうして必然的に衰退せざるをえなかったのである。

四　後期ステュアート朝における〈意見〉

㈠　政治社会にとどまる〈意見〉――チャールズ二世の治世

内乱期を経て、「受動的服従」の原則が国民に共有されていたのは、その統治に服従することで人々の安全という「利益」が得られるためである。[41] チャールズ二世の治世において起こった二つの陰謀[42]によって国王の存在が王党派と民衆によって支持されたのも、まさに特殊ではない、「公的な利益」に関する〈意見〉が存在していたと説明できよう。一方、「権力に対する権利」と「財産に対する権利」に関する〈意見〉を見ることで、内乱への道を再び歩んでいたにもかかわらず、統治が存続したことが明らかになり、さらに次節の名誉革命につながる分析が可能となるため、本節では残りの「権利」に関する〈意見〉を考察する。

「財産に対する権利」に関する〈意見〉については、他の治世に比べて記述が少ないが、「王政復古から革命に至るまで、イングランドの商業と富は、どの時代においても、これほど急速に増加したことはなかった」（H, 71.82）ことから、共和国の延長で考えれば、イングランド人は豊かであったと推測することができる。加えて、治世の初期に商品への課税をして不満を買ったとはいえ、王室の唯一の恒常的な収入である物品税（excise）と関税は、「年間九〇万ポンドにも満たず、通常の統治の負担には到底及ばなかった」（H, 71.75, 88）ことを踏まえれば、統治を存続するた

めの十分な「財産権」に関する〈意見〉を有していたと考えられる。

「権力に対する権利」に関する〈意見〉の視座から明らかになるのは、チャールズ二世の治世における党派対立に見られるように、すべての人々が国制に関する原理（principle）に敏感であったことである。

ヒュームによれば、ウィリアム・テンプルは国王に対する諫言において、チャールズ二世が弁解しようとしているカバルの危険な計画を非難した後、フランスで確立されているのと同じ統治と宗教の制度をイングランドに導入することは、絶対に不可能ではないにしても、非常に困難であると国王にはっきりと告げた。「国民の普遍的な性向はこの二つに反対しており、国民の気質や感情を変えるには長い年月が必要であること。宗教問題に無関心な多くの人々は、宗教に関するすべての変更に反対していた。なぜならば、カトリックに反対する人々の気持ちを抑えるには、武力以外にはありえないと考えていたからである。その後、政治的自由が保障されることはないと彼らは分かっていた。[…] イングランドのローマ＝カトリック教徒は国民の一〇〇分の一にも満たず、スコットランドでは二〇〇分の一にも満たない。そして、相反する感情や気質を持つ九九人を一人で統治することを望むのは、あらゆる常識に反すると思われる」（H, 66.7）。そして、国王はテンプルに「私は民衆の人となろう」と言ったのであるが、このことは人々の〈意見〉が統治者の判断に強く影響している証拠である。この後、チャールズ二世の行動の不確実性は増大し、人々が国王の意図について判断できない様子が描写されているが（H, 66.56）、それは、国制上の原理が対立し、一般的な宣言が困難であったからであろう。受動的服従と抵抗の原理は、コート派とカントリ派でまさに対立していたのだった。

コート派から新たな基準として受動的服従に関する法案が貴族院に提出された時、大きな反対があった場面の描写は注目に値する。というのも、「抵抗の賛否にかかわらず、立法府の一般的で思索的な宣言はすべて同様に無分別（impolitic）であり、一方の党派が他方の党派に勝利したことを誇示する以外の目的はない」からである。ヒュームは

続ける。「[…] イングランドの古来の法に残されている単純さ（simplicity）は、今でも維持されるべきであり、どちらかの側の極端な状況を防ぐために最もよく計算されている。あらゆる可能な場合に抵抗を絶対的に排除することは、誤った（*false*）原則に基づいており、それを明確に認めることは危険な（*dangerous*）結果を伴う可能性があり、公共をどちらの不便さ（inconvenience）にもさらす必要はないこと。もし、このような場合に選択をしなければならないのであれば、公共の制度では真実よりも効用（utility）が優先されることは明らかであり、また、いかなる統治においても、事前に、そして一般的な言葉で抵抗を仮定することは安全に認められない。その仮定が最も必要と思われる混合君主政（mixt monarchies）であっても、それは全くの無駄であった。なぜなら、並外れた必要に迫られたとき、法的な宣言によって指示されていないにもかかわらず、適切な救済策を見出そうと途方に暮れる人はいないからである」（H, 66. 14）。

ヒュームはこれを、「冷静で無関心でいられる人々」の口を通して語っているが、彼自身の立場であることに違いない。二つの原理の事情を秤にかけ、ふさわしい釣り合いを割り当てるのは、どちらの党派にも属さない「哲学者」の立場だからである（E, 506-507. 邦訳、四〇七頁）。段落の最後に述べられる次の主張、すなわち、「よって、相違点は、この不規則な救済策を正当化するような危険や抑圧の度合いにのみ起因するものであり、この相違点は、一般的な問題においては、いかなる言語によっても正確に確定したり決定したりすることは不可能である」というのは、理論ではなく、確立された慣行、実践によって蓋然的に決定されることを示していると考えられる。

なるほど、アダム・スミスによって「効用の原理」「権威の原理」という二つの原理が明確に区分されるわけだが[43]、ヒュームは両者を「権力に対する権利」の〈意見〉に集約して捉えていると言えよう。そうでないと、のちの名誉革命が説明できないからである。

〔…〕しかし、最も合理的な原理でさえ、激情に対抗するには弱い力しかもたないことがしばしばある。したがって、これら［受動的服従と［人々によって］取り消し不可能な［国王の］権利（*indefeasible right*）］の不合理な原理が弱くて激情に抗しきれなかったのは、少しも不思議なことではない。トーリー派は人間として圧政に対する敵対者であり、また同じくイングランド人として専制権力に対する敵対者であった。彼らの自由を求める熱情は、おそらく反対党［ウィッグ派］のそれほど熱烈ではなかったであろう。しかし、自分たち自身が古来の政体の転覆という脅威に曝されているのを見たときには、自分たちの党の一般的原理をすべて忘れさせるに足るだけの熱情は持っていた。こうした感情から、きわめて重要な事件であり、ブリテンの自由の最も強固な基礎である革命が生じたのであった。〔…〕（E, 70. 邦訳、五七頁。強調は原文イタリック）。

内乱という無秩序と恐怖から王政復古を遂げたチャールズ二世の治世においてすでに、「権力に対する権利」に関する〈意見〉のなかに二つの原理が潜在しており、内乱期の記憶が両者を「安全」という地点に合流させたのである。よって、統治から得られる「公的な利益」と「権力に対する権利」は密接に結びついていたと言えるだろう。陰謀が立て続けに起こり、表向きでは熾烈な党派対立が繰り広げられたが、それぞれの原理は「安全」という「公的な利益」に少なからず服していたのであり、一般的な慣行においては、民衆の〈意見〉は受動的服従の原理に従うことだったのである。そして統治から得られる「公的な利益」に関する〈意見〉がなくなったときには、抵抗の原理という「権利」に関する〈意見〉を民衆は抱くことになるのである。

(二) 名誉革命までの〈意見〉——ジェームズ二世の治世

では、受動的服従が確立された慣行となっているのに、なぜ革命がたった数年後に起きるのだろうか。チャールズ二世の治世においてすでに高まっていた「宗教的反感（religious antipathy）」は、ジェームズ二世の諸大

権によって加速する。「排除法案に失望した国民が、恐るべき革新に備えていた唯一の安全策である」審査法を国王は廃止し、国王の廷臣たちは皆、宗教に関心のない者も含めて嫌悪感を抱いた（H, 70.44, 47）。オックスフォード大学のモードリン・カレッジでは、より重要な結果を伴ったとヒュームは述べる。というのも、以前は私有財産（private property）に関する法令が国王大権によって法的に侵害されることはないということが認められていたが、今回の事例では、これらの法律でさえも侵害から守られていないことが明らかになったのである。「義務、誓い、宗教を守った人々は、その財産を不法に奪われる。〔…〕この恣意的な処置は、国王の執政に対する普遍的な不満を生み出した」（H, 70.66）。大権の恣意的な行使によって、「公的な利益」に関する〈意見〉だけでなく「権利」に関する〈意見〉も失せてしまったのである。

また、ルイ一四世によるナントの勅令の廃止とジェームズ二世のカトリックの寛容、そしてウェールズ公の誕生が重なる。このような偶然に加えて、イングランドに限らず、スコットランド、アイルランドにおけるカトリック政策とプロテスタントの弾圧が差し迫った状況であった。プロテスタントは同盟を組むことが、共通の利益であった。ヒュームによれば、オラニエ公は、「社会と人類の一般的な利益（general interests of society and of mankind）」に見事に貢献した人物であり、彼の準備の進め方もまた、「賢明で分別のある（politic）」ものであった（H, 71.17）。宗教、自由、財産の完全かつ永続的な解決が彼の目的であり、「彼が持ち込もうとしていた力は、いかなる征服の目的にも全く不釣り合いなものだった」のである（H, 71.28）。オランダ軍がイングランドへ進軍し動乱が起こるが、国王の施策に対して国民が参加した普遍的な結合（universal combination）の効果が毎日のように現れていた。ジェームズ二世は、軍の「自分が最も好意をもって世話をした人々に見捨てられた」のであり、統治の「二次的な原理」である「愛着心」は、彼らに統治の基礎としての〈意見〉をやはり抱かせることはできなかった。

既存の統治に対して、「公的な利益」と「権利」に関する〈意見〉をすべて失った人々は、「合意」――「共通の利

益に関する一般的感覚」――を「共感」によって持ち合わせており、そこから忠誠の対象とその権威を、「約束」という基礎のうえに据えるのである（T, 3.2.10.2. 邦訳、一一三―一一四頁）。ヒュームは、民衆が国王に抵抗するのも同様に正当な理由があると述べる。「彼［ジェームズ二世］は自らの法の（*legal*）権限について非常に崇高な観念を持っていたため、主権者の意志と喜びに依存する以外には、国民に自由の権利をほとんど、あるいは全く与えていなかった。［…］異端者に対する厳格な迫害はすぐに続き、こうして自由とプロテスタントの宗教は最終的に完全に破壊されただろう」（H, 71.52）。第一節のテンプルの言葉を思い出せば、ごく少数しかいないカトリックのために国制を覆すことは「あらゆる常識に反する」のであり、内乱期を通して自覚された被治者の三種類の〈意見〉を蔑ろにすれば、利益がない統治に対して、抵抗が起こるのは「自然」なのである。

五　結

本論文では、革命期の統治と〈意見〉の関係を分析することで、次の三つの点が明らかになったように思われる。すなわち、(1)〈意見〉の担い手は民衆だけでなく、貴族院、庶民院も含まれていたこと　(2) ヒュームは統治が存続する条件について、正義と関わる三種類の〈意見〉を観察していたこと　(3) ヒュームは〈意見〉概念によって、歴史の中庸な視座を読者に与えていたことである。

ヒュームが統治の確立に必要としていたのは、国制という人々のあいだで確立された正義の規則に則ったものである。宗教的熱狂によって盲目となった人々の精神が、容易に政治的権威を凌駕して暴力へと至ることを我々は観察した（第二章）。ヒュームは「人間本性の弱さ」にあくまでも立脚しながら、人々の〈意見〉に支えられた統治の起源と変化の原因を分析したのであるが、「詐欺と暴力」によって生まれた統治は、多数の〈意見〉から説明できる統治

の原理をもはや欠いていた（第三章）。生命、財産が脅かされることで正義の法への自覚と人々のあいだの「共感」が確かなものとなり、合意によって新しい統治を自然に迎えることができたのであった（第四章）。しかし、名誉革命は「偶然」だったのであり、イングランド人のカトリックに対する「宗教的反感」がチャールズ二世の治世で前提としてあったということには注意すべきである。「しかし、人間がなすことがらの進展が確実で不可避のように見えるとはいえ、また忠誠が正義に対してもたらす支えが人間本性の明白な諸原理に基づくものであるとはいえ、人々があらかじめそれらの原理を発見できるとか、あるいはそれらの原理の作用を予見できるとか、そういうことを期待することはできない。統治はもっと偶然的でもっと不完全な姿で始まるものである」（E, 39. 邦訳、三二頁）。規範的な理論ではなく、人々の一般的な慣行が統治を確立するのである。そして、抵抗のための、あるいは受動的服従のための原理を一般的に宣言することは、ヒュームにとって「哲学者」を辞することと同義なのである。彼は、党派対立がふたたび激化していた当時の一八世紀イギリスにおいて、それぞれの主義主張、原理をその立場に立って理解しながら、『イングランド史』や『道徳政治論集』を執筆している。特に、国制を主題とする論説が多いのは、人々が独断と偏見に冒されて政治から逸脱しないように、中庸な視座を与える意図があったからであろう。[44]〈意見〉概念によって明らかになるのは、統治の基礎には「権力に対する権利」という政治の原理に関する視座のみならず、「財産に対する権利」という経済（political economy）の視座が与えられていることである。原理が先行しやすい党派争いにおいて、財産というもう一つの基礎的な権利に関する〈意見〉を観察することで、われわれは統治の根拠を別の角度から見ることができるのである。統治との関係における〈意見〉とは、宗教的なものや特殊なものではなく、人々が反応せざるをえない利益と権利に関する〈意見〉であり、正義が確立された政治社会に対するわれわれの信念であった。

（1） David Hume, Essays Moral, Political, and Literary [1741–77], Edited by Eugene F. Miller. Rev. ed.（Indianapolis: Liberty Classics, 1987）（略号Eと頁数をアラビア数字で順に付す。田中敏弘訳『ヒューム　道徳・政治・文学論集［完訳版］』、名古屋大学出版会、二〇一一年）.

（2） 犬塚元『デイヴィッド・ヒュームの政治学』、東京大学出版会、二〇〇四年、三四―三五頁、特に三五頁注三四、二二九頁注一六も参照のこと。

（3） 「［…］人は利益（interest）によって大いに支配されるとはいえ、それにもかかわらず、利益そのものと人間の行うすべてのことはまったく意見によって支配されている。［…］もしも、あの革命（revolution）のときに、現在の人々がもっているのと同じ考え方を当時の人々が持っていたならば、君主政はこの国でまったく消滅するという大きな危機にさらされていたことであろう」（E, 51. 邦訳、四二―四三頁）。ところで、ヒュームが革命（revolution）という言葉で意味するのは名誉革命である。ピューリタン革命は通例、内乱（civil war）と表現される。後述するように、本論文はこの両方の時代を分析対象とするため、日本語の用例に倣い両者を包括して「革命期」と題目を設定した。

（4） 林誓雄『襤褸を纏った徳――ヒューム　社交と時間の倫理学』、京都大学学術出版会、二〇一五年、第八章を参照のこと。

（5） Paul Sagar, *The Opinion of Mankind: Sociability and the Theory of the State from Hobbes to Smith*（Princeton: Princeton University Press, 2018）, 111, 114–115, 129–130. セイガーがここで用いる世俗化とは、「人類の一般的な意見はあらゆる場合に何らかの権威を持つ。しかし、道徳のうちでもこの場合［暴政に対して被治者が抵抗を示す場合］には、それは完全に不可謬（infallible）である」という道徳哲学におけるヒューム自身の主張に基づく。David Hume, A Treatise of Human Nature [1739–40], Edited by David Fate Norton and Mary J. Norton.（Oxford: Oxford University Press, 2000）, T, 3. 2. 9. 4（略号T、巻、部、節、および段落の番号をアラビア数字で順に付す。伊勢俊彦・石川徹・中釜浩一訳『人間本性論　第三巻　道徳について』、法政大学出版局、二〇一二年、一一二頁）. 林・前掲、一九三―一九四頁、二一〇―二一七頁も参照のこと。

（6） e. g. David Miller, *Philosophy and Ideology in Hume's Political Thought*（New York: Oxford University Press, 1981）, esp. 195ff.

（7） John B. Stewart, *Opinion and Reform in Hume's Political Philosophy*（Princeton: Princeton University Press, 1992）, Introduction, chap. 5, 6. 似たような主張に、Michael L. Frazer, *The Enlightenment of Sympathy: Justice and the Moral Sentiments in*

the Eighteenth Century and Today (New York: Oxford University Press, 2010), Introduction, 75–76, 195n32 がある。また、T, 3. 2. 2. 19, 3. 2. 6. 6（邦訳、五〇頁、八六―八七頁）に加え、David Hume, An Enquiry concerning the Principles of Morals [1751], Edited by Tom L. Beauchamp (Oxford: Oxford University Press, 1998), EPM, 3.6（略号ＥＰＭ、章および段落の番号をアラビア数字で順に付す。渡部峻明訳『道徳原理の研究』、哲書房、一九九三年、二一―二二頁）も参照のこと。

（8）　相松慎也「ヒュームの道徳哲学と規範」『東京大学大学院人文社会系研究科・文学部哲学研究室論集』、東京大学大学院人文社会系研究科哲学研究室　三二号、二〇一四年を参照のこと。彼によれば、ヒュームの道徳哲学は、多くの論点で規範的主張に帰結していないとされる。

（9）　David Hume, An Enquiry concerning Human Understanding [1748], Edited by Tom L. Beauchamp (Oxford: Oxford University Press, 2000), EHU, 12. 3-4（略号ＥＨＵ、章、および段落の番号をアラビア数字で順に付す。斎藤繁雄・一ノ瀬正樹訳『人間知性研究　付・人間本性論摘要』、法政大学出版局、二〇〇四年、一三九―一四〇頁）を参照のこと。

（10）　David Hume, Dissertation on the Passions [1757], Edited by Tom L. Beauchamp (Oxford: Oxford University Press, 2007)（渡部峻明訳『人間知性の研究・情念論』、哲書房、一九九〇年）. 略号ＤＰ、章および段落の番号をアラビア数字で順に付す。

（11）　Susato Ryu, *Hume's Sceptical Enlightenment* (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2015), 71–72.

（12）　cf. T, 3.2.11.5（邦訳、一二八―一二九頁）. また、Margaret Schabas and Carl Wennerlind, *A Philosopher's Economist: Hume and the Rise of Capitalism* (Chicago: The University of Chicago Press, 2020), 60 も参照のこと。

（13）　Margaret Schabas and Carl Wennerlind, *op. cit.*, 70. シェイバスとウェナリンドは、このようないわゆる「大数の法則（law of large numbers）」から、ヒュームが個人より集団の行動に注目する傾向を読み取ることができると説明する。

（14）　Andrew Sabl, *Hume's Politics: Coordination and Crisis in the "History of England"* (Princeton: Princeton University Press, 2012), 7.

（15）　Susato Ryu, *op. cit.*, 89–90.

（16）　James A. Harris, *David Hume: An Intellectual Biography* (New York: Cambridge University Press, 2015), 179.

（17）　David Hume, The History of England, from the Invasion of Julius Caesar to the Revolution in 1688 [1754–62], 6 vols. (Indianapolis: Liberty Classics, 1983). 章および段落の番号をアラビア数字で順に付す。

(18) 本論文では、「政治的自由」概念を「自由な国制」と互換可能であり、政治制度の自由と解釈する犬塚の見解を採用する（犬塚・前掲、一五九頁注三〇）。「自由」で意味されるのは、統治者の権力を分割することを認めることであり、「自由な国制」は「文明化された君主政」の次の段階かつ最後の段階、すなわち政治社会（civil society）の完成を意味する（E, 40–41. 邦訳、三二—三三頁）。ただし、庶民院は本来「政治的自由」を標榜しているにもかかわらず、のちの大諫奏（The Remonstrance）で描写されるとおり、混合政体は絶えず変動し、「人間の気質（humour）は常に極端から極端へと変化する」ために「政治的自由」の前提である権力による統治という国制が損なわれることを認めている点、違法であることを承知しながらも追求する点に留意されたい（H, 55.39, 48）。すなわち、目的は崇高でも手段が伴わないことがあるのである。

(19) John B. Stewart, *op. cit.*, 241 を参照のこと。

(20) 犬塚・前掲、一九七—一九八頁を参照のこと。イングランド人がヨーロッパのあらゆる国の中で最も税に慣れていなかったことは、内戦時の記述にも見られる。ただし、内戦時の税や賦課金は、以前のイングランドの統治のどの状態よりもはるかに高かったため、大衆の不満の証拠として提示されている（H, 59.23）。

(21) 犬塚・前掲、二〇一—二〇二頁を参照のこと。

(22) ヒュームは論説「税について」で、「ものごとの結果が、一見したところこうだろうと期待されるものとは正反対であるという、政治制度においてしばしば生じる事例の一つ」に税を挙げている。「君主が権力を行使して新しい税を課すことはしばしば人々の先入観によって圧政と捉えられがちだが、首長や地方長官による不公平で恣意的な方法よりは人々の利益と一致するものである」（E, 347–348. 邦訳、二八〇頁）。

(23) H, 48.23n18. 犬塚・前掲、一九八頁も参照のこと。

(24) 本論文一〇頁を参照のこと。

(25) ヒュームの論説「統治の第一原理について」を主題として法律と習慣を論じた法学者アルバート・ダイシーは、〈意見〉を統治ではなく法律と関係させているが、彼も確認しているように、それは一九世紀イギリスの理解であり、ヒュームが意図した用法ではない。A. V. Dicey, *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century* [1905], ed. Richard VandeWetering (Indianapolis: Liberty Fund, 2008), 3–13.

(26) 新奇さ（novelty）の特質が現れている（E, 50–51, 76–77. 邦訳、四二頁、六七頁）。Susato Ryu, *op. cit.*, 76 も参照のこと。

(27) 熱狂のもとでは、ヒュームの道徳哲学で語られる「社交と会話」が機能しないことがここに示唆される。壽里竜「想像

力・意見・熱狂：ヒューム騎士道論と『イングランド史』」『関西大学経済論集』七一巻四号、二〇二二年、三四九頁も参照のこと。

(28) 本論文第三章でも検討するように、少なくともクロムウェルは宗教を野心の道具（instrument）としていたと考えられる。Jennifer A. Herdt, Religion and Faction in Hume's Moral Philosophy (Cambridge: Cambridge University Press, 1997), 200–201 を参照のこと。

(29) David Hume [1739–40], *op. cit.*（木曾好能訳『人間本性論　第一巻　知性について』、法政大学出版局、一九九五年）.

(30) David Hume [1739–40], *op. cit.*（石川徹・中釜浩一・伊勢俊彦訳『人間本性論　第二巻　情念について』、法政大学出版局、二〇一一年）.

(31) この表現は、論説「古代諸国民の人口について」で共和政ローマ末期の不合理な法律と侵害に対するヒュームの考察と重なる。「[…] 一方の極端はもう一つの極端を生み出すものである。法律における過度の峻厳さが、その執行に当たってはなはだしい弛緩を生み出しがちなのと同様に、法律の過度の寛大さは、おのずから苛酷と野蛮を生み出す。どのような場合でも、法律の神聖な境界（sacred boundaries）を越えることを我々に強制するのは危険である」(E, 415. 邦訳、三二五頁)。

(32) cf. H, 59.92.

(33) general の意味が、他の用法（general ill will, general aversion, general affection など）のような「広範」ではなく、「一般的」であることは指摘されたい。general voice という表現は、他に二箇所（H, 59.62, 70.56）で用いられるが、いずれも正義の法が侵害される際に現れる。正義に基づく合意によって統治が確立され、「服従にかかる［約束によるのとは］別の利益が、別の道徳の心情を生み出す」(T, 3.2.10.3. 邦訳、一一四頁）のだが、その道徳の心情は自然に（naturally）伴い、「この心情は社会の利益に対する我々の共感以外の何ものからも生じ得ない」(T, 3.3.1.12. 邦訳、一四一頁）のである。また、「普通の用語で自由という名称をもつ政体は、何人かのメンバーの間で権力を分割することを認めるものである。[…]。しかし、統治の通常の過程では、それらのメンバーは前もってすべてのメンバーとすべての被治者とに知られている一般的で平等な法（general and equal laws）によって行動しなければならない」(E, 40-41. 邦訳、三二—三三。強調は引用者による)。政治形態は違えど、外国の反応は法と正義によって確立されているために共感が可能なのであり、ヒュームは人々の声を通してそれを描いているのである。注意されたいのは、ここでいう「理性」と「人道」は正義によって可能となる点である。というのも、自然的な徳は「身近な人々（narrow circle)」にしか伝播せず、他の集団がそれに共感することはでき

ないからである。よって正義によって一般的な共感が可能となり、たとえ動機がいかに崇高でも正義を違反することは特殊なのである。パトリック・ライリーは、一七世紀の神学（恩寵）論争の背景で、「一般（générale）」と「特殊（particulière）」の図式が、マルブランシュからモンテスキュー、ルソーへと世俗化される物語のなかにヒュームの存在を指摘しているが、その議論を引き継いで新たに考察を加えるとすれば、ヒュームはここで「特殊（particular）」という言葉こそ用いてはいないが、彼の示す「一般性（generality）」が正義と重ねられていることは考えられるかもしれない。「一般」を善と結びつけ、「特殊」に悪を結びつけるマルブランシュと、正義を「一般」、そして道徳の心情の伴い方は「自然」であり、その逸脱を不快、不道徳と結びつけるヒュームがここに並べられ、そしてマルブランシュから引き継いだ自然主義が道徳哲学においても観察されるのである。Patrick Riley, *The General Will Before Rousseau: The Transformation of the Divine into the Civic* (Princeton: Princeton University Press, 1986), chap. 3–5. また、F. アルキエ著、藤江泰男訳『マルブランシュ――マルブランシュとキリスト教的合理主義』、椙山女学園大学研究叢書 二四、二〇〇六年、三五頁も参照のこと。

(34) ヒュームは度々、内乱期の人物を観察する際にこのような表現をするのだが、彼はこの表現を用いて、狂信的、共和主義的な精神がその人物に反映されていることを示している（H, 59.108, 61.46）。

(35) Susato Ryu, *op. cit.*, 80–81.

(36) 犬塚・前掲、二〇七頁注一一七も参照のこと。

(37) cf. T, 3.3.1.23（邦訳、一四七―一四八頁）.

(38) 犬塚・前掲、二四五頁注九を参照のこと。

(39) 犬塚元「「啓蒙の物語叙述」の政治思想――ポーコック『野蛮と宗教』とヒューム――」『思想』一〇〇七号、岩波書店、二〇〇八年、一一五―一一九頁。また、John G. A. Pocock, *Barbarism and Religion*, vol. II: *Narratives of Civil Government* (Cambridge University Press, 1999), 200–202 も参照のこと。

(40) 死への「恐怖」に対して市民が屈服しているヒュームの描写に注目し、軍による統治において恐怖をある種の「政策（policy）」として捉え、恐怖に服する人々は忠誠ではなく「畏怖」を感じていたこと、すなわち、「権威を求める統治は、自らが国民の敵ではなく、およそ味方であることを証明しなければならない」として、クロムウェルのパフォーマンスが統治の存続の一つの基準であると説明するサブルは、こうして人々の〈意見〉の存在を見落としてしまうのである（Andrew Sabl, *op. cit.*, 117, 279n63）. なお、ヒュームが fear より terror を比較的多く用いて統治と服従の状況を説明していたことは

認めなければならない。しかし、他の著作で、精神に与える恐怖の影響を説明する際に、fear と terror が並列して用いられることを踏まえれば（DP, 6. 3. 邦訳、二七六頁）、恐怖による説明を留保することは方法として同様に認められるだろう。また、革命によって新しく確立された権威に恐怖と必要から服従することをもって人々が忠誠を約束したとは言えないことについては、E, 474, 477-478（邦訳、三八一頁、三八三―三八四頁）を参照のこと。

（41）cf. E, 481（邦訳、三八六頁）, E, 489（邦訳、三九三頁）.

（42）ジョージ・マンク将軍の尽力によって王政復古へと至り、王国中が社会的な勝利と歓喜に包まれたが（H, 62.60）、カトリックに対する広範な嫌悪感（general aversion）は依然として残っていた（H, 64.44）。カトリック陰謀（Popish Plot）が起こり、王国は再び内戦の恐怖と不安に包まれる。庶民院、不満分子（malcontents）の王室への抵抗が熾烈になっていく一方で、国王への広範な愛着（general affection）が顕著に現れた。「国王の死はこの世の終わりと考えられていた」（H, 68.8）。「王位排除法案（Exclusion Bill）」をめぐって、カントリ派とコート派の対立が激化することとなる。これに続く、国王暗殺計画であるライハウス陰謀（Rye House Plot）は、一般的に反乱計画と混同されていたため、国民は宮廷に好意的な態度をとるようになった（H, 69.59, 70.9）。ちなみに、すでにこの過程でトーリーとウィッグが、君主政と自由のいずれかに愛着をもつ党派として現れている（H, 68.13）。E, 71-72（邦訳、五七―五八頁）も参照のこと。

（43）Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*［1762-3/63-4］, eds. Meek, R. L., Raphael D. D., and Stein P. G.（Indianapolis, 1982）, 318-21, 401-402. また、犬塚・前掲（二〇〇四年）、一五八頁注二五も参照のこと。

（44）Paul Sagar, 'Between Virtue and Knavery: Hume and the Politics of Moderation', *The Journal of Politics*, Vol. 83, No. 3, 2021, 1111-1112. また、Nicholas Phillipson, *David Hume: The Philosopher as Historian*,（London: Penguin, 2011）, 133-135 も参照のこと。

安達　栄作（あだち　えいさく）
所属・現職　立教新座中学校・高等学校社会科非常勤講師
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻修士課程
所属学会　ヒューム研究学会
専攻領域　西洋政治思想史